

報告事項
東京都保健医療計画に基づく取組について
～主な事業の令和7年度実施状況と8年度の予定～

取組の方向性

課題・取組		該当する主な事業	資料名
① 地域で安心して暮らせる体制づくり(地域包括ケア)			資料2-2
1-1	都民への普及啓発・相談対応の充実	・メンタルヘルスケアに関する普及啓発事業 ・SNSを活用した精神保健福祉相談	資料2-8
1-2	支援を必要とする人を支える地域の関係機関の連携体制強化	・精神科医療地域連携事業	資料2-4
1-3	精神科病院から地域生活への移行及び地域定着に向けた取組の推進	・精神障害者地域移行体制整備支援事業 ほか	資料2-3
1-4	地域生活の継続に向けた取組の推進	・都立(総合)精神保健福祉センター ・アウトリーチ支援事業・短期宿泊事業	
② 緊急時に必要な医療につなぐ体制づくり(救急医療)			資料2-6
2-1	精神科救急医療体制の整備	・精神科救急医療体制の整備(措置入院) ・地域精神科身体合併症救急連携事業	資料2-9 資料2-5
2-2	精神身体合併症救急医療体制の整備	・精神科身体合併症診療委託 ほか	資料2-7
2-3	災害時における精神科医療体制の整備の推進	・災害時こころのケア体制整備事業	資料2-10
③ 多様な精神疾患への対応			
3-1	うつ病	・精神保健福祉センター(普及啓発・リワーク)	
3-2	統合失調症	・難治性精神疾患地域支援体制整備事業	資料2-15
3-3	依存症	・東京都アルコール健康障害対策推進計画(第2期)について ・東京都ギャンブル等依存症対策推進計画について 次期改定 ・依存症相談拠点、依存症地域支援事業、依存症ポータルサイト	資料2-11 資料2-12
3-4	小児精神科医療		
3-5	発達障害者(児)	・東京都発達障害者支援センターの運営 ほか ・発達検査体制整備支援事業	資料2-14 資料2-13
3-6	高次脳機能障害	・区市町村高次脳機能障害者支援促進事業 ほか	資料2-16
3-7	摂食障害	・摂食障害への支援	
3-8	てんかん	・てんかん地域診療体制整備事業	資料2-17
④ 精神科病院における虐待防止・人権擁護に向けた取組の推進			
4	精神科病院における虐待防止・人権擁護に向けた取組の推進	・虐待通報窓口の設置 ・虐待防止研修の実施 ・入院者訪問支援事業	資料2-18

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムとは

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステム
- システムの構築に際しては、精神障害を有する方等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進める必要があり、都は区市町村の活動を支援する役割を担っている

令和8年度予算案(精神保健福祉費)55,240百万円(R7:52,047百万円)の内数

項目		主な事業	項目		主な事業				
①地域精神保健・障害福祉	■ 相談指導等の充実 ■ 長期在院者への支援	○ 精神保健福祉相談	④社会参加	■ 社会的な孤立予防 ■ 「はたらく」ことの支援	○ 入院者訪問支援事業				
		○ アウトリーチ支援事業			○ 日中活動事業				
		○ 精神障害者地域移行促進事業			○ 就労支援事業				
		○ 精神障害者早期退院支援事業							
		○ 措置入院者退院後支援体制整備事業							
		○ 発達障害者支援センター							
		○ 多様な疾患への対応 （依存症、高次脳機能障害、難治性精神疾患、てんかん、摂食障害）							
		○ 差別解消・権利擁護							
		②精神医療の提供			■ かかりつけ精神科医の機能充実 ■ 精神科救急医療体制整備	○ 精神科医療地域連携事業	⑤当事者・ピアサポーター	■ ピアサポーターによる支援の充実 ■ 精神障害を有する方等の協議の場への参画推進	○ ピアサポーターの育成・活用
						○ 精神科救急医療対策事業			○ 東京都地方精神保健福祉審議会
○ 精神科身体合併症対策事業	○ 東京都障害者施策推進協議会								
○ 身体合併症（慢性維持透析）確保事業									
○ 精神科病院における虐待防止									
③住まいの確保・居住支援	■ 入居者及び支援関係者の安心確保 ■ 支援関係者との連携強化		○ GH活用型ショートステイ事業	⑥精神障害を有する方等の家族		■ 必要な時に適切な支援を受けられる体制 ■ わかりやすい相談窓口の設置等			○ 精神保健福祉相談
			○ 居宅介護・GH整備支援事業						○ 特定相談・家族講座
									○ 夜間こころの電話相談
									○ こころのLINE相談
									○ ペアレントメンター養成・派遣事業
					○ 心をサポート養成事業		⑦人材育成	■ 支援を行うことができる人材・関係者との連携を担う人材の育成、確保	○ 精神保健福祉士配置促進事業
					○ 関係機関職員向け研修				
					○ 基幹相談支援センター向け研修				
					○ 精神保健福祉研修				

●精神障害者地域移行体制整備支援事業

○地域移行・地域定着促進事業

事業者が担当ブロックにおいて、指定一般相談支援事業所等への事例を通じた地域移行・地域定着の専門的な指導・助言、精神科病院の地域連携支援体制構築への協力を実施
実績：個別相談者数127人（令和6年度）

○ピアサポーター活用アドバイザー事業

事業者が担当ブロックにおいて、ピアサポーターの活用促進のため、精神科病院に対し普及啓発や活動の助言・相談などの支援、情報提供を実施
実績：29病院にてピアサポート活動を実施支援（令和6年度）

○地域移行関係職員に対する研修

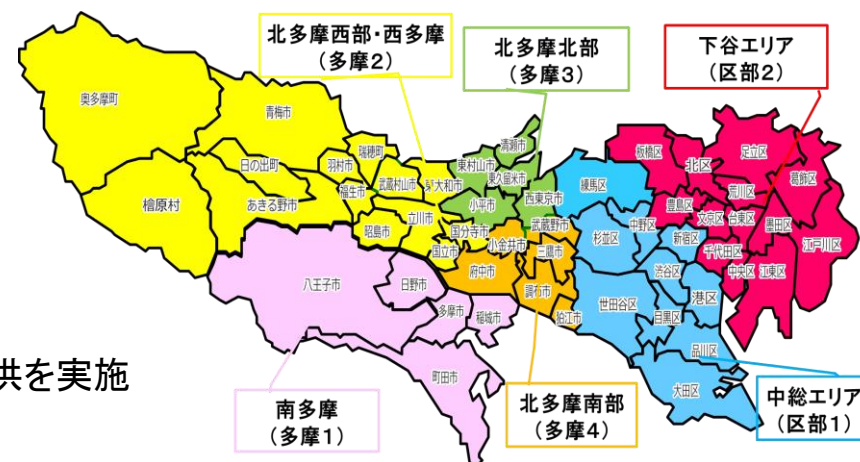
精神障害者の地域移行・地域定着に関する保健・医療・福祉の相互理解促進に向けた研修を実施
実績：オンデマンド配信及び集合研修6回実施、
オンデマンド受講者241名、集合研修参加者229名（令和6年度）

○グループホーム活用型ショートステイ事業

都内5つの精神障害者グループホームに併設した専用居室等を使用し、地域生活のイメージづくりや退院後の病状悪化防止のためのショートステイを実施
実績：利用者実数94名、利用延日数823日（令和6年度）

○地域生活移行支援会議

保健・医療・福祉関係者による本事業の活動報告や評価と、地域包括ケアシステムを見据えた効果的な支援体制構築に向けた協議を行う
実績：2回、その他圏域別会議を7回開催（令和7年度）



【参考】地域移行・地域定着促進事業
ピアサポーター活用アドバイザー事業
事業者担当ブロック

○精神障害者地域生活移行推進補助事業（市町村補助）

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築において、厚生労働省の構築推進事業の申請対象とならない市町村を対象に、普及啓発事業、退院に向けた動機づけ支援事業に要する経費の1/2を補助

実績：普及啓発事業2自治体（令和7年度）

○基幹相談支援センター向け研修事業

基幹相談支援センター職員、区市町村職員を対象として、精神障害への対応力の向上に向けた実践的な研修を実施

実績：集合研修3回実施、133名参加（令和7年度）

●措置入院者退院後支援体制整備事業

措置入院者が退院後に医療等の包括的な支援を継続的かつ確実に受けられる体制を整備する

実績：措置入院者退院後支援担当者会1回、退院後支援人材育成（基礎研修1回、応用研修1回）、

措置入院者退院後支援体制整備推進会議2回（令和7年度）

●精神障害者早期退院支援事業

地域援助事業者等が医療保護入院者の退院支援のため医療機関の会議等へ出席した際の事前調整経費補助、事務費を補助

実績：補助病院数57病院（令和6年度）

●精神保健福祉士配置促進事業

精神障害者の地域移行に必要な人材を確保することで、医療保護入院者が早期かつ円滑に地域生活へ移行できるよう、精神保健福祉士の人件費を補助

実績：補助病院数35病院（令和6年度）

事業概要

- 精神障害者が地域で必要な時に適切な医療が受けられる仕組みを構築するため、地域連携を推進するための協議会を設置するとともに、圏域ごとに地域連携会議を設置し、症例検討会などの取組を行い、精神疾患に関する地域連携体制の整備を図る。
- 規模 : 都内12圏域

主な実施内容

1 精神疾患地域医療連携協議会の設置（精神保健医療課）

（1）協議会

都における日常診療体制のあり方を検討

「 R7年度：令和8年3月6日開催 」

（2）作業部会 ※R7年度設置なし

- ・各圏域の医療連携体制状況の把握、情報（事業成果等）の共有化
- ・各圏域の調査結果の分析を踏まえた具体的な連携体制の検討

2 地域における連携事業（精神科医療機関への委託）

（1）地域連携会議【必須】

医療機関と相談機関等との連携強化のため、関係機関による地域連携会議の設置・運営

※会議の構成機関（下線部は必須）

精神科医療機関、一般診療科医療機関、地区医師会、保健所、精神保健福祉センター等の相談支援機関や区市町村障害福祉主管課、薬局など

「 R7年度：都内12圏域（全圏域）において実施 」

（2）症例検討会等【必須】

地域の関係機関との連携の強化のため、地域の関係機関を対象とした症例検討会等の実施

「 R7年度：都内12圏域（全圏域）において実施 」

（3）その他地域連携に資する事業

「 R7年度：連携ツール、住民向け普及啓発等の取組を実施 」

3 一般診療科向け研修（東京都医師会への委託）

○ 研修会・症例検討会の実施

「 【R7年度実施結果】 」

「 全3回実施 参加者数合計：160人 参加者所属地区医師会数：36 オンデマンド配信再生回数：計199回（令和8年2月末時点） 」

事業内容

精神障害者が身体疾患に罹患した際に、地域で迅速かつ適正な医療が受けられるよう、精神科医療機関による一般救急医療機関からの相談・受入体制の整備を図るとともに、一般救急医療機関と精神科医療機関との地域連携体制の強化を図る。

各基幹病院の取組

① 地域精神科医療機関連携会議

令和7年度：全5ブロックで開催

② 精神疾患の相談・受入

③ 一般科救急医療機関等を対象とした研修の開催

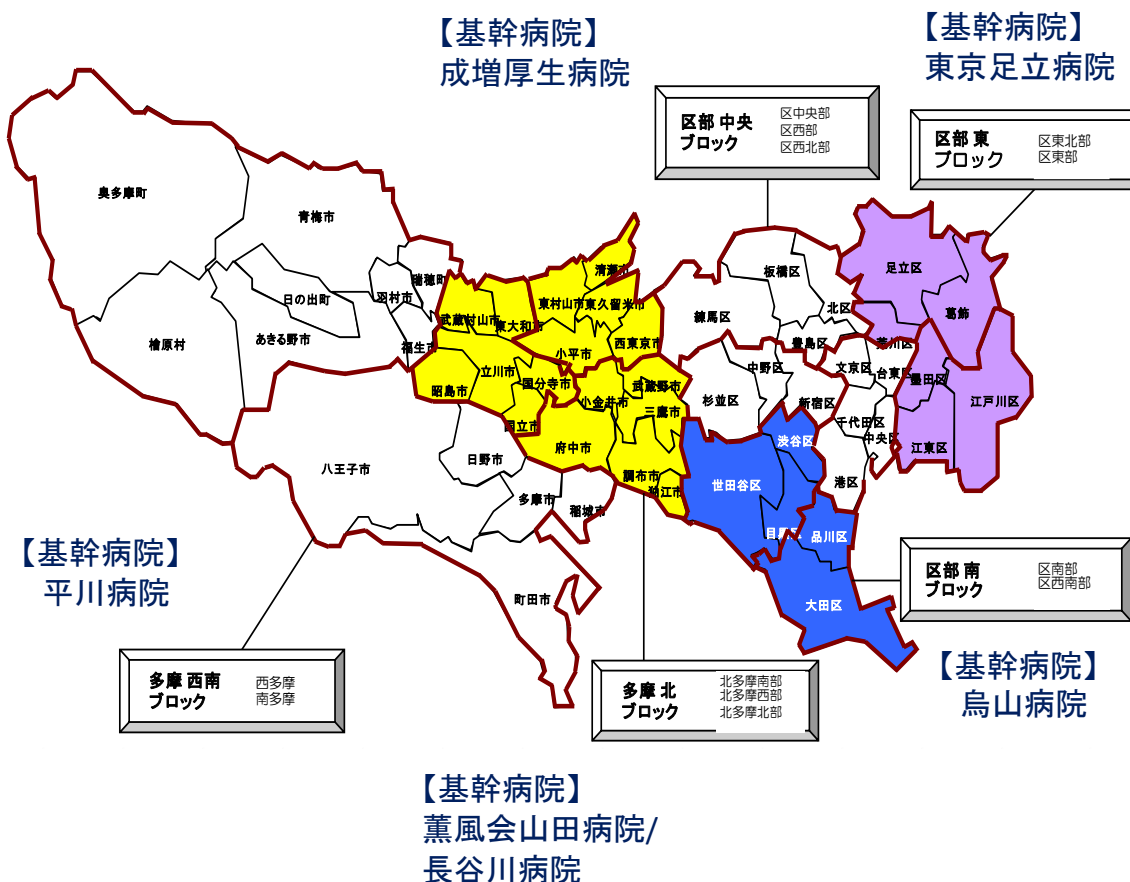
令和7年度：全5ブロックで開催

(開催テーマ例)

- ・精神科医療機関へのつなぎ方
- ・PEEC研修の役割
- ・睡眠の仕組みとその障害
- ・救急医療現場における精神科医療に関するクロストーク
- ・CVPPP、病棟見学
- ・摂食障害 など

〈その他〉地域救急会議への参加

→地域の一般科病院が対応に苦慮した事例や精神科医療機関の受入れについて意見交換



事業概要

都内精神科医療機関が外国人患者に必要な医療を適切に提供できるよう、研修等を実施することにより、外国人患者への対応力向上を支援する。

主な実施内容（案）

○ 以下の取組を実施することにより、外国人患者を受け入れるための環境整備等を支援する。

事 項	内 容
精神科医療機関 外国人患者対応 支援研修	外国人患者を受け入れるにあたり、必要な知識や情報を付与することを目的として研修を開催 ○ 事務手続き編 【内容】外国人患者対応に係る基本的な知識を学びたい方向けの内容 (通訳の確保、家族等や大使館との調整、支援制度の紹介など) ○ 臨床編 【内容】事例検討等、実践的な知識を学びたい方向けの内容
多言語対応 整備補助	常時対応型施設を対象に、外国人の診察・入院治療に対応するため、タブレットのテレビ電話機能を用いて、24時間365日利用可能な多言語映像通訳を導入した際の経費を補助



1 事業目的

- 入院患者に対して他の医療機関を受診して維持透析を実施する精神病床を有する医療機関に対して、外来通院に係る費用を補助し、身体合併症（慢性維持透析）に係る医療提供体制の確保を図る。

2 事業概要

- 入院患者に対して外来で他の医療機関を受診して維持透析を実施する精神病床を有する病院へ補助を実施

項目	内容	
補助対象経費	他の医療機関を受診する際、看護師等が付き添う経費	
補助単価	令和7年度	看護師： 18,200円/日
		事務補助員等： 8,760円/日
	令和8年度 (予定)	看護師： 18,800円/日
		事務補助員等： 10,460円/日

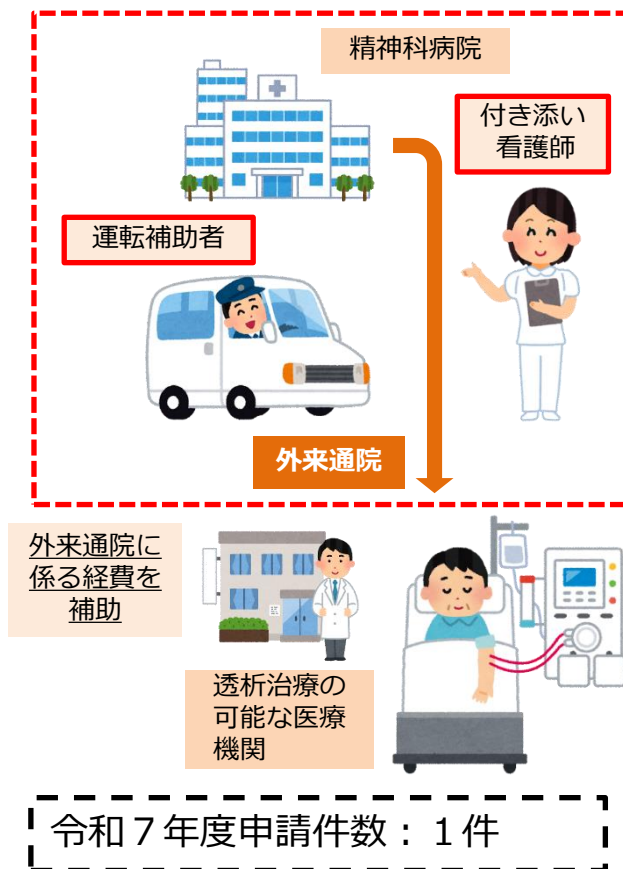
●「事務補助員等」の対象経費（例）

- (1) 人件費：送迎（運転業務）を行う職員の人件費
- (2) 使用料及び賃借料：介護タクシー、民間救急、透析医療機関による送迎等の利用料金

●原則として、維持透析の実施後、年度分をまとめて交付申請を行う

※該当がある場合は事前に都担当者宛て連絡し、申請時期等を確認

●「看護師」のみ又は「事務補助員等」のみの申請も可能



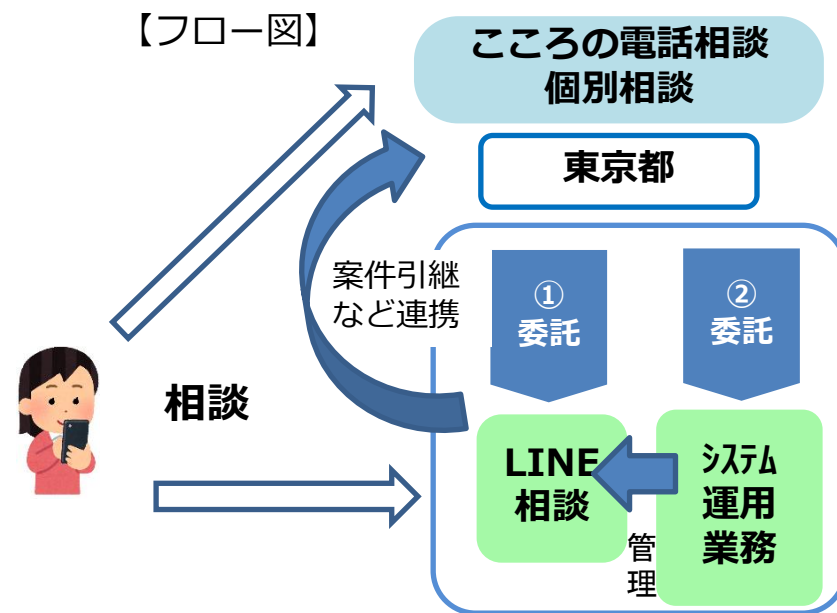
1 事業目的

- LINEを活用した精神保健福祉相談窓口を設け、若年層をはじめとした悩みを抱える方に対応するとともに、必要に応じて各種相談支援機関につなげることで、相談体制の充実を図る。

2 事業概要

- LINEを通して、専門性を備えた相談員が、相談に対応し必要な助言等を行う。LINEで受けた相談については必要に応じて、こころの電話相談や個別相談を行っている精神保健福祉センターにつなぐ。（LINE相談業務・システム運用業務については委託実施）

事 項	内 容
対象者	・ 都内在住、在勤、在学の方
期間及び時間	・ 毎日17時～22時（5時間）
相談体制	・ 相談員 5 名 + 監督員 1 名、5 回線 ※8年度は 1 回線増予定
アカウント	・ 相談はっとLINE@東京
実施体制	・ 委託により実施
広報	・ ターゲティング広告

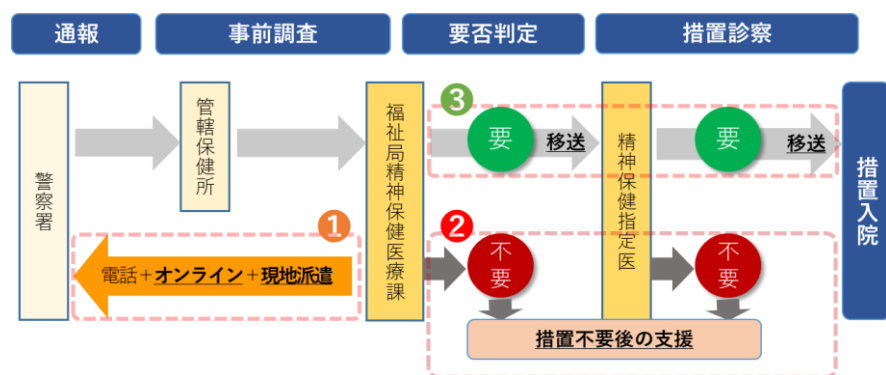


- 令和7年4月1日から相談開始 （2月末現在速報値） 4, 251件

1 令和7年度の実施状況

- 都では被通報者を適切に医療に繋げていくには、**現行の措置制度の運用改善と体制拡充**をあわせて進める必要
→日中・夜間ともに措置診察件数・措置入院件数が増加
- 国ガイドラインと都の運用との整合性の検証等を行い、さらなる運用強化を図る必要

2 検討事項



【さらなる運用改善に向けた取組】

①事前調査手法の拡大

（オンライン調査、現地派遣調査の導入）

②措置診察・措置入院が不要となった後の支援の充実

（法47条に基づく相談援助等）

③被通報者の移送方法の検討

引き続き検討

3 ①事前調査手法の拡大【令和7年2月～現地派遣調査の開始】

- ①要否判定に当たり、より詳細な被通報者の情報を要する場合
- ②被通報者の状況や背景が複雑困難な場合

実施状況

警視庁と協議の上、一部警察署を対象に実施

【現地派遣調査】都職員を警察署に派遣し、直接、目視及び聴取により、要否判定に必要な詳細情報（被通報者の現症、具体的な言動等）を確認
【オンライン調査】警察署へ配備したスマートホンでWeb会議システムを通して、要否判定に必要な詳細情報を確認

今後の方向性

段階的に対象警察署を拡大するとともに、電話調査・現地派遣調査・オンライン調査を適切に組み合わせ、要否判定の迅速化と更なる精度向上を図る

4 ②措置不要後の支援

措置診察・入院が不要となった場合でも法47条に基づく相談援助等へ繋げるため、情報提供を行っている

保健所等との検討状況

保健所での支援事例や医療機関、警察、精神保健福祉センターとの連携状況、人材育成の状況等について、情報交換を行っている

事業目的

大規模災害等の緊急時において、専門的なこころのケアに関する対応が円滑かつ迅速に行われるよう、体制を整備

主な実施内容

災害時こころのケア連絡調整会議

(1) 東京都災害時こころのケア体制連絡調整会議

- ・東京都こころのケア体制に関すること、東京DPATの活動に関すること、作業部会における検討状況報告

R7年度：令和7年7月、令和8年2月開催

(2) ー①災害時精神科医療体制作業部会

- ・災害時精神科医療体制の具体的内容を検討

R7年度：令和8年3月開催

(2) ー②災害時こころのケア体制作業部会

- ・中長期にわたる自治体のこころのケア体制整備支援、精神保健体制を検討

R7年度：令和8年3月開催

東京DPAT体制整備

(1) 東京DPAT登録機関

R7年度：34機関

(2) 日本DPAT登録医療機関

R7年度末：7機関（4機関増）

災害時精神保健医療体制 研修の実施と運営

(1) 研修の実施

- ・養成研修：1回開催
- ・フォローアップ研修：3回開催
- ・ファシリテーター養成研修：1回開催

(2) こころのケアに関する普及啓発：講演会

年度内にオンライン及びオンデマンド配信にて実施予定

(3) 訓練への参加

- ・令和7年8月 東京都・区市町村合同防災訓練
- ・令和7年11月 東京都島しょ総合防災訓練
- ・令和8年1月 関東ブロックDMAT訓練

(4) 災害対応

- ・令和7年台風第22号・23号に係る島しょへの支援

1 事業目的

- 依存症対策の一層の推進に向け、依存症対策に係る計画の改定・進行管理や関係機関の連携強化の取組、アルコール関連問題やギャンブル等依存症に係る啓発週間に合わせた普及啓発・相談、依存症ポータルサイトの運営等を実施する。

2 事業概要

- **ギャンブル等依存症対策の推進**
令和6年度に策定した「東京都ギャンブル等依存症対策推進計画（第2期）」に基づき対策推進・進行管理
- **アルコール健康障害対策の推進**
令和7年度に策定する「東京都アルコール健康障害対策推進計画（第3期）」に基づき対策推進・進行管理
- **依存症相談拠点の取組**
地域連携会議・区市町村等職員向け研修・依存症対策シンポジウム 等
- **依存症地域支援事業**
依存症治療拠点機関等において、医療従事者向け研修・医療機関向け連携会議・受診後の患者支援を実施
- **依存症ポータルサイトの運営**
依存症の相談機関や医療機関等に関する情報を一元的に掲載する「とうきょう依存症ポータルサイト」を活用した情報発信を実施
- **普及啓発・相談等の促進**
 - ・ギャンブル等依存症問題啓発週間に合わせたインターネット広告や、精神保健福祉センターと民間団体等が連携した相談会を実施
 - ・アルコール健康障害に係る普及啓発動画の制作、アルコール関連問題啓発週間に合わせたインターネット広告、啓発イベントや相談会の実施

1 計画の概要

- **アルコール健康障害対策基本法**に基づく計画として、**総合的かつ計画的に取組を推進**
- 計画期間は、**令和8～12年度を予定**（第2期：令和6～7年度）

2 取組の視点

- 飲酒に伴うリスク等の普及啓発を通じ、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防
 - 相談から治療、回復支援に至る支援体制の整備と連携強化
 - 当事者及びその家族がより円滑に支援に結びつくよう、相談支援体制等を強化
- 【主な目標】生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合を減らす
依存症専門医療機関を都内で15か所以上に拡充（令和8年3月時点：10か所）

3 具体的な取組

（1）普及啓発の促進

飲酒のリスクや依存症に関する正しい知識の理解促進に向け、リーフレットの配布等に加えて、新たにアルコール依存症に関する都民向けシンポジウムの開催や啓発動画を活用した普及啓発を実施

（2）相談支援体制の充実

精神保健福祉センターにおける専門相談等に加えて、LINEを活用した相談や特別相談を実施するほか、依存症ポータルサイトにおいて、相談機関や民間団体に関する情報を周知

（3）医療提供体制の充実

二次医療圏単位での整備を目指すなど、より多くの地域で専門医療機関を整備するほか、医療従事者向け研修や連携会議等を通じて一般医療機関と専門医療機関との連携強化を図る

（4）関係機関との連携強化

依存症当事者の家族支援の充実に向け、依存症に係る連携会議や研修において、児童福祉部門をはじめとする家族支援に関する多様な関係機関の参加を促進

事業概要

発達障害者支援センターの運営、専門的な医療機関のネットワーク構築、発達検査体制の整備等の施策を通して、発達障害児（者）の早期発見・早期支援や切れ目のない支援に繋げる。

主な実施内容

発達検査体制整備事業【拡充】

発達検査の希望増による検査待機の長期化に対応し、検査前の事前アセスメントの強化に取り組む区市町村への補助を拡充

事項	内容（案）	R7実施状況
区市町村発達検査体制充実支援事業	- 検査体制の充実、事前相談や検査後のフォロー、医療機関との連携・調整に係る人員配置等の体制整備を行う区市町村へ補助 - 補助基準額 …最大20,000千円（児童人口に応じて異なる） ※事前アセスメントの強化に取り組む場合補助基準額2,000千円上乗せ【拡充】 - 補助率…都1/2、区市町村1/2	33自治体
医療機関初診待機解消事業	- 発達障害のアセスメント（検査）が可能な職員を配置する医療機関へ補助 - 補助率…医療機関へ10/10補助	33医療機関
都民向け普及啓発事業	保護者向け発達障害に係る知識や発達検査の目的、相談先等を記載したデジタルブックの普及啓発（リーフレットの配布、Web広告）	—
デジタル技術を活用した発達障害児支援	- 区市町村が実施するデジタルツール等を活用した発達障害児支援に要する経費を補助 ※実施規模を拡大 - 補助率…都10/10	1自治体

○ 発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

専門性の高い医療機関を中心としたネットワークを構築

○ペアレントメンター養成・派遣事業

○ 発達障害児等巡回支援専門員整備事業

○ 発達障害者支援体制整備推進事業

専門的人材育成、発達障害者支援地域協議会、シンポジウム 等

○ 区市町村発達障害者支援体制整備推進事業（包括補助）

①早期発見・早期支援の取組支援 ②成人期の取組支援

主な実施内容

地域における発達障害児（者）支援体制あり方検討【新規】

発達障害児（者）支援へのニーズの量的拡大や質的变化を踏まえ、地域における発達障害児（者）支援のあり方を検討

検討の進め方

- 学識経験者や医師のほか、区市町村や療育・教育現場の有識者、家族会等から意見聴取
- 令和8年度当初に区市町村の支援体制に関する実態調査を実施
- 令和8年度に策定する次期障害者・障害児施策推進計画等に向け、あり方や対応策をとりまとめ

発達障害者支援センター事業（TOSCA）【拡充】

発達検査の希望増による検査待機期間の長期化に対応し、検査前の事前アセスメントの強化に取り組む区市町村を支援できるよう、発達障害者支援センター（TOSCA）の体制を強化

発達障害者支援センター（TOSCA）について

- 発達障害者や家族に対する支援を総合的に行う拠点として、相談支援、関係機関との連携強化等を実施
- 18歳未満を対象とした「こどもTOSCA」と18歳以上を対象とした「おとなTOSCA」の2拠点体制で運営
- 地域支援マネージャーによる地域支援体制整備を実施

概要

入院が長期化しやすい難治性の精神疾患を有する患者が、都内どこに住んでいても、クロザピン・mECT等の専門的治療等を受けながら地域で安心して生活できるよう支援体制を構築する。

難治性精神疾患対策関係者会議

〔直営〕

医療機関を始め、関係団体や行政機関、地域援助事業者等で構成された支援関係者により、専門的治療を受けながら地域で生活を行える支援体制の構築について検討を行う。

R7年度：令和8年2月開催

難治性精神疾患地域支援体制構築事業

〔委託〕

○ 難治性精神疾患相談窓口

専門的治療導入に向けた対応や、専門的治療を行っている患者に関する対応等に関する技術的な助言を行う。

R7年度：年間を通して設置

○ 難治性精神疾患研修【R8拡充】

専門的治療をテーマとし、治療の概要や留意点、他の医療機関との連携、地域支援の関わり方等の専門的治療の理解促進につなげるための研修を実施する。

令和8年度は、より活発なディスカッションと顔の見える関係作りのため、対面による研修を追加して実施する。

<対象者>

都内の医療機関に従事する医療関係者、地域支援事業者、行政関係者

① 専門的治療オンライン研修

R7年度配信期間：R7年9月～R8年2月

② 専門的治療対面型研修会（案）【R8拡充】

○ 難治性精神疾患治療サポートブックの更新

相談窓口の運営等を通じて蓄積した知識・ノウハウを取りまとめ、情報発信を行うためのサポートブックをHPに掲載し、定期的に更新を行う。

R7年度：R8年3月更新

○ 患者・家族向け専門的治療説明動画（案）【R8新規】

専門的治療について、患者・家族向けに説明動画を作成し、情報発信を行うことで、専門的治療を必要とする患者を治療につなぐことを促進する。

○ 通院先となる専門的治療実施医療機関との連携体制の構築（案）【R8新規】

拠点病院（NCNP）を中心に、退院後の通院先となる専門的治療実施医療機関との連携体制を構築し、クロザピンの導入・入院・退院後の通院までの流れを作ること、患者数を増やすとともに、退院を促進する取組を実施

○ 血液内科等との連携ガイドの作成（案）【R8新規】

血液内科等の連携先を確保するためのノウハウを情報発信することで、専門的治療導入を促進する

主な取組状況

1 高次脳機能障害支援普及事業【都全域】

心身障害者福祉センターを支援拠点として、高次脳機能障害者とその家族に対する専門的な相談支援を実施するとともに、人材育成研修や都民への広報・啓発等を行う。

また、高次脳機能障害者に対する支援体制を整備するため、区市町村や関係機関との地域支援ネットワークの構築を進める。

令和8年度予算：1,600千円（7年度予算：1,600千円）

2 専門的リハビリテーションの充実事業【二次保健医療圏】

二次保健医療圏における高次脳機能障害のリハビリの中核を担う医療機関にコーディネーターを設置し、医療機関や各社会資源の連携体制を構築するとともに、支援機関からのリハビリ技術や個別支援の相談に応じる。

また、症例検討会や圏域連絡会、医療従事者等を対象とした研修を行い、高次脳機能障害の特性に対応した専門的リハビリテーションを提供できる体制の充実を図る。

なお、圏域間の連携や、各圏域の取組みの均質化を目指し、環境の似た近隣の圏域と協力して圏域でブロックを組んで研修を実施(各ブロックの例、北多摩北部と北多摩西部と北多摩南部、区東北部と区東部、南多摩と西多摩、区西南部と区南部など)

令和8年度予算：32,935千円（7年度予算：32,935千円）

3 区市町村高次脳機能障害者支援促進事業【区市町村】

区市町村が「高次脳機能障害者支援員」を配置し、地域の医療機関や就労支援センター等との連携のしくみづくり、高次脳機能障害者とその家族に対する相談支援の実施など、身近な地域での高次脳機能障害者支援の充実を図るための経費を補助する。

令和8年度予算：98,334千円（7年度予算：96,890千円）

- 補助基準額 1 区市町村当たり 4,102千円（補助率3／4）
- 予算規模 46 区市町村

4 高次脳機能障害者緊急相談支援事業【区市町村】

地域における相談支援事業を充実していくため、区市町村が特別支援体制を整備し、ピアカウンセリングを実施する経費等を障害者施策推進区市町村包括補助事業として補助する。

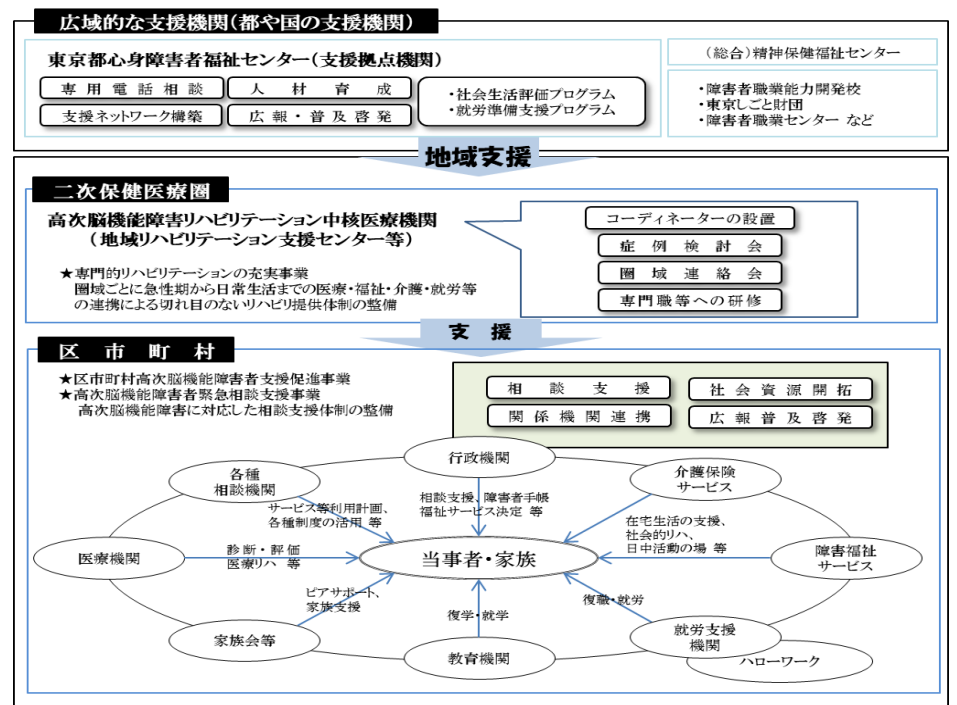
○補助基準額 1 区市町村当たり 108千円（補助率1／2）

5 高次脳機能障害支援養成研修【都全域】

高次脳機能障害についての知識を得ることやその障害特性を理解することで、高次脳機能障害の障害特性に応じた支援を実施できる、障害福祉サービス事業所等に従事する支援者を養成する。

令和8年度予算：46,378千円（7年度予算：46,378千円）

東京都高次脳機能障害支援普及事業のイメージ



多様な精神疾患ごとの拠点整備や地域連携の推進

摂食障害

都立松沢病院を「摂食障害支援拠点病院」に指定

【主な取組状況】

- 摂食障害患者・家族等への専門相談窓口（電話）の設置
- 医療従事者等に対する研修・症例検討会の実施
- リーフレット・拠点病院ホームページによる普及啓発
- 「摂食障害対策推進協議会」において事業効果指標等検討

てんかん

国立研究法人国立精神・神経医療研究センター病院を「てんかん支援拠点病院」に指定

【主な取組状況】

- てんかん治療医療連携協議会の開催
- てんかん患者・家族・地域住民向け普及啓発
- 医療従事者・関係機関職員向け研修
- コーディネーター配置
- * てんかん支援拠点病院と協力する「東京都てんかん支援連携病院」（都内5病院）を指定（令和7年3月）

➡引き続き、相談対応や症例検討会等を通じて、診療科間連携・病診連携など拠点を中心とした関係機関連携により支援体制を強化

1 背景

- 精神保健福祉法が改正され、精神科病院における虐待通報や虐待防止措置が義務化
- また、令和5年2月、都内の精神科病院において職員による患者への虐待事案が発覚
- 虐待を起こさないためには、人権擁護に対する意識の向上や、風通しの良い組織風土の醸成を図ることが重要

2 事業概要

- 精神科病院における虐待の通報義務化に対応するため、都は精神科病院における虐待の通報窓口を設置、窓口
に寄せられた情報をもとに必要に応じて立入検査を実施 業務従事者による障害者虐待があった場合に採った
措置、その他厚生労働省令で定める事項を公表
- 精神科病院が、勤務スタッフによる入院患者への虐待を防止、または早期発見できる体制を構築できるよう
病院側の体制整備を支援するための**虐待防止研修を実施**
- 都内精神科病院で働く職員（看護師等）を対象とした虐待防止に関する認識と理解を深める更なる取組が
必要なため、普及啓発リーフレットを作成し、ホームページへの掲載を行う。

事項	内容等
虐待通報窓口の 設置	✓ 都精神保健医療課に電話窓口を設置し、虐待に関する通報や相談に応じるとともに、速やかな立入検査等につなげる ✓ 虐待の事実を認定した全24件について、病院に改善計画の提出を求め、訪問により改善状況を確認
虐待防止研修の 実施	✓ 目的：業務従事者による患者への虐待防止、早期発見できる体制を構築できるよう病院の体制整備を支援する ✓ 研修時期： ①管理監督層（院長、副院長）：オンデマンド配信期間 令和7年11月から令和8年1月 ②現場リーダー層（看護師長等）：集合研修 令和7年11月（立川、新宿）
虐待防止普及 啓発	✓ 虐待分類、現場で起こりうる具体例、通報の流れ、通報窓口の紹介などをまとめた、職員向け普及啓発リーフレットを作成 ✓ 病院が職員研修や周知に活用できるようデジタルデータを東京都ホームページへ掲載